

令和2年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和2年3月6日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	岡田 光代
--------	-------	----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面卷 昭男
総務課長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本庄 徳光
財政課長	福居 哲也	税務課長	真弓 啓
住民生活部長	加藤 惠三	福祉子ども課長	中尾 歩美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	猪川 恭弘
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東浦 寿也
住民課長	関口 修	都市建設部長	植村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	松岡 洋右
上下水道課長	上田 俊雄	会計管理者	黒崎 益範
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	栗本 公生
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。これから一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

斑鳩町の正職員の定年ということをテーマに質問させていただきます。

私自身、ことし60になり、結構いろいろな友人と話してるときもこのテーマがよく出たり、また、今国会に国家公務員の定年の議案が出てるということもあり、このテーマにさせていただきました。まずはじめに、国家公務員の定年の引き上げの社会的背景に対して、町はどのように分析しているのかお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） おはようございます。質問者のおっしゃいます定年引き上げについてのご質問でございます。少子高齢化の急速な進行により労働力人口が減少する中、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる全ての人の就労促進を図り、全ての人が社会を支える全員参加型の社会の実現が求められていることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が平成24年に改正され、民間におきましては、希望すれば65歳まで働き続けることができるようになっております。公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、厚生年金の受給開始年齢は令和7年4月以降から原則65歳となります。こうしたことから、人事院におきましては平成30年の人事院勧告において定年を65歳まで引き上げ、無年金期間における職員の生活への不安に対応するとともに、さまざまな行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためにも60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが必要であるということで意見の申し出をされていると、町では認識しております。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の答弁で、結局、人事院勧告が定年引き上げに対して出ると。本町では、よく賃金の改定のときに、人事院勧告に倣ってというようなことで、よくそ

れに準じてされているという流れがあると思うんですが、これ、町長でも副町長どちらでも結構ですので、賃金の改定を今までされている中で、定年に対して勧告が出てると。平成30年、ちょっと期間が経ってますので、その辺、当町はこの人事院勧告に対してどう思うように思われているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 質問者が今おっしゃいましたように、当町におきましては人事院の勧告を準拠して国家公務員の法の改正また地方公務員法の改正が行われますので、それに準じた形で町の条例もこれまで改正してまいりましたので、それに逸脱したような形で、勧告を受けないという形、勧告が出てるのにその内容を改正しないというような形は今までとっておりませんので、これからも人事院勧告に準拠した形の給与体系あるいは人事の体制についてはそういう形で今後もしてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の答弁で、また人事院勧告を非常に尊重するというような答弁をいただいたと。次に、今の一般の正職員さんの一般職の平成25年と平成30年、平成30年というのはやっぱり数値が出やすいという面で平成30年と私はこれ、質問の通告をさせていただいてますねけど、その役場内での平均年齢をちょっとお伺いします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 職員の平均年齢につきましてのご質問でございます。一般行政職と技能労務職の区分ごとに、本町と国との比較によりご説明を申し上げます。

はじめに、斑鳩町の一般行政職の平均年齢は、平成30年4月1日現在で41.9歳、平成25年4月1日現在で41.2歳と、この5年間で0.7歳年齢層が高くなっている状況でございます。また、国の一般行政職の職員においては、平成30年4月1日現在で43.5歳、平成25年4月1日現在で42.8歳と0.7歳年齢層が高くなっている状況でございます。平成30年4月1日現在の斑鳩町と国との比較では、本町のほうが1.6歳、年齢層が若い状況でございます。次に、斑鳩町の技能労務職の平均年齢は、平成30年4月1日現在で55.3歳、平成25年4月1日現在で50.4歳と、この5年間で4.9歳年齢層が高くなっている状況でございます。また、国の技能労務職の職員においては、平成30年4月1日現在で50.7歳、平成25年4月1日現在で49.7歳と、この5年間で1.0歳年齢層が高くなっている状況でございます。

平成30年4月1日現在の斑鳩町と国との比較では、本町のほうが4.6歳年齢層が高くなっておりますが、その要因といたしましては近年、本町では技能労務職の職員に

つきましては採用を行っていないためでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） この5年間のそういう平均年齢を今お聞きしたんですが、私が思ったよりちょっと数字が、そんなに差がないなというように私自身はちょっと思い、国との比較はありましたけど、本町だけではそう差が出てないなと思ひまして、一般行政職の平成20年度の平均年齢もちょっと教えてください。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 斑鳩町の一般行政職の平成20年4月1日現在の平均年齢は42.5歳で、平成30年4月1日現在の平均年齢が41.9歳でありますことから、ここ10年で平均年齢が0.6歳若くなっている状況でございます。

一方、国の一般行政職の平成20年4月1日現在の平均年齢は41.1歳で、平成30年4月1日現在の平均年齢が43.5歳でありますことから、本町とは逆にここ10年で平均年齢が2.4歳高くなっている状況でございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これ、平成の10年間のやつを聞かせていただいて、結局、5年前では平均年齢が今現在を基準にすると少し高くなって、10年前を考えると若くなると、そういうような団塊の世代の退職とか、そのあたりが少し影響しているのかなと今、答弁を聞かせていただいて感じたんですが。基本的に、私、この平均年齢を聞かせていただいたのは、どれくらいが一番いい具合なのか、これ非常に難しいところだと思います。結局、若い方が非常に多くなると、正直言って賃金は、基本的にコスト的には安くなるけど、やはり経験値の必要な仕事という面では非常に不利になる。逆に言ったら、逆に平均年齢が上がれば逆になり、ちょっとコストはかかるけど複雑なというか経験が求められる仕事が非常にしやすくなるというようなことが想定されるというか、これは民間企業も同じやと思いますねけど。そこで、結局、この平均どれくらい、今現在を基準にしてどれくらいの、今現在よりちょっと若い目のほうがいいと思うのか、それとも少し年齢が高いほうが非常にいいのか、これ、定年の考え方を今、質問と影響する話やと思うんですわ。結局、定年が上がればやっぱり平均年齢も上がるんじゃないかなという思いでちょっとこれ、質問させてもらったんですけど、先ほど、副町長に答えていただきましたので、ちょっとこの、当町の、これはあくまでも私見でも結構です。結局、年齢というのは今現在を基準としてどう考えられるのか、ちょっと教えてください。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 今ちょっとご指摘いただきましたように、ある年代ではやっぱり採用してこなかった年代もございます。最近はここ数年ずっと複数の職員を採用してきてますので、年齢構成からいきますと、やはり中間層の年齢の職員が少ないと。若い職員がやっぱり多いということで、全体としては平均年齢が低くなってきているという状況でございますので、ある年代のところは職員が少ないという現状がございますので、本来ならもう少し年齢が高くなって42、3歳とかいうくらいの年齢構成、ずっとその年代に職員がいてるという状況が好ましいのかなというふうに思いますので、一時、採用してこなかったところが、職員がそこが一部少ないところがございますので、これから毎年採用していく計画もしておりますので、平均年齢は上っていくのではないかとこのように考えております。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、確かに、お聞きすると、確かになと。当町特有の、その辺の採用の関係、人数の関係でひとつの特色。ドーナツ型ということはないんですけど、少し変わった職員さんの人口ピラミッドみたいな形になっていると。確かにおっしゃるとおりで、少し年齢が高い、平均年齢が少し高くなってそのほうが少しいい形になるん違うかなというひとつの考えを今、お聞きしましたけど。そうなってくると、結局、今現在のルールでいきますと、経験値の高い職員さん、特に定年を迎えようとされてる、また、定年を迎えられた方、今だったら再任用とかその形しかなくなってないですが、そのあたりの定年というものを、最初、人事院勧告には倣っていくということをやちょっとひとつの基本とするということをお聞きしましたが、当町独自といいますか、人事院勧告をやちょっと逆にして定年ということに対してどう思われてるか。ひとついらってこられなかったという部分を含め、また近隣の話をお聞きすると、結構、柔軟にされてるところもあるというようにも、当町と同じような規模の自治体で柔軟にされてるところもある。また、それでないところも、うちと同じようにやられているところもあると。これのいろいろな、結構、差が出てる問題だとかテーマやと思いますけど、その管理職員を対象としたその辺の考え方ということをやちょっとお聞きいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 管理職員のいわゆる雇用のあり方ということで、経験値の高い職員としての雇用のあり方という形で答弁をさせていただきます。若年労働者が減少する中、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場をつくるのが社会全体の課題であり、当町におきましても複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを

行っていく必要があると考えているところでございます。このため国において定年の引き上げが議論されているところでありますが、本町におきまして定年の引き上げの導入に当たっては、職員について偏りのない適正な年齢構成を確保しつつ組織の活力を維持するためには、管理職を対象とした役職定年制の導入、人件費の面からは60歳を超える職員に対する給与水準の引き下げなど、人事給与制度の見直しが必要になってまいると考えております。いずれにいたしましても、管理職員や管理職職員以外の一般行政職、また、技能労務職などさまざまな業種におきまして、高齢職員の経験や能力を活用するためにふさわしい職務・働き方のあり方につきまして、国の動向を参考といたしまして今後、検討を行っていく必要があると考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の答弁で、今後、検討を行っていく必要があると。確かにそのとおりだと思いますが、これ、多分ですけど、私、思いますねんけど、今までも正直、近隣の自治体も差があるように、検討を何ぼかされてきたん違うかなと。再任用、定年が今60歳となってるとなっても再任用というような形で、これでいいのかどうなのか。経験を活かすという考え方もでけへんやろかということ。ただ、いろいろなことを勘案して、今の現在のルール、制度にされてるんじゃないかなと、多分そうやと思うんですけど。そのように副町長、これ、今までこれ、検討されてきたのか、それとも今、こういうようなテーマが国に法案も出、人事院勧告も平成30年にあつたので考えて、これから考えていこうとされてるのか、今までもこれは非常にいろいろ考えてきたんやと。だけど、今現在に落ちついてるんやと、今現在に対しては。そのあたり、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 今現行が60歳ということでございますので、この公的年金の年齢の引き上げに伴って段階的に支給の満額の、受ける支給年齢が上がっていくという中で、この再任用制度というのができてきたという中で、町もこの再任用制度を活用して退職者の知識とか経験とかを活かしていけるような形で再任用をしてきたという形でございますので、その中で、どういう形で職員の知識経験を活かしていけるのか、どういう職が活かしていけるのかということは検討はさせていただきましたけども、今現段階では国の制度の形の制度におさまっているという形でございます。ただ、これからまた65歳に定年が延長されるという中で、やはりこの高齢職員の豊富な経験知識、これをやはり部下にまた継承していく、また、部下の教育、指導をしていただくということで、

やはりこの人材を活用していきたいと考えておりますので、今、国の制度がどういう形になっていくのかわかりませんが、それを十分、確認しながら、町がどういう形で運用できるのかということも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 検討はしてきたが、現在の、それが一番、いま現在、当町にはいいだろうということで今の再任用された。

私自身の私見で行きますと、これは住民サービスにも大きく影響する。なぜこのテーマにしてるかと言ったら、ただ国がされてるんじゃないで住民サービスにも大きく、やっぱり役場の能力と言いますか、それが非常にやっぱり大きい部分がありますので、そういうような質問をしてるんですが、結局、ある程度の権限がなければ非常に、たとえ再任用であったか仕事がつらいとか、せつかくの経験が活かさへんとかそういう部分もあると思うんです。今後やっぱりそのあたりも検討していただきたいと思います。

ただ、非常にその賃金の問題といろいろその辺も絡んでくるとは思いますが、そのあたりバランスのいい、やっぱり一つ、やり方をしていただければと思います。

最後に、人事院勧告に向かってそういう形が出て、今国会でもこれがもし成立したという流れでいくんじゃないかなという気はしてるんですが、やっぱり年金制度とかその辺を勘案いたしますと、定年引き上げに向けたスケジュール、もしこれが前に進んでいく場合、当町はどう考えておられるのかお聞きします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 定年延長に関する今後のスケジュールにかかるご質問でございます。昨年8月の人事院勧告の公務員人事管理に関する報告においても、定年について65歳までの段階的な引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、国会及び政府に対して要請がなされております。このことを受け、政府において国家公務員法等の改正の検討がされている状況であり、報道によりますと本国会での関連法案の提出を目指すものとされております。また、地方公務員法においては、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする定められており、この規定を受け、本町におきましては職員の定年等に関する条例において、本町職員の定年を定めているところでございます。現時点では、国家公務員法の改正がなされていないことから、施行時期等スケジュールは未定でございますが、国家公務員法の改正がなされましたら、その内容を基準といたしまして、職員の定年等に関する条例の改正手続きを進めていくという流れを想定しているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 法案が成立すればできるだけそれに合わせて当町も条例改正をしていくということをお聞きしましたが、最後に町長、確認ですが、職員の定年に関する条例の改正手続きを進めていくということで結構ですね。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今、部長また副町長が申しましたように、スケジュールとしてはそういう形で事務を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして、私の一般質問を行います。

まず、グリーンベルトについてです。昨年秋頃に、東小学校の通学路に白線の内側に緑色がペイントされたグリーンベルトと呼ばれる路側帯が設置されました。しかし、学校から遠く離れたところに設置されてるのに、学校の近くにはないというようなことが見受けられます。法隆寺駅付近に設置されているのは車の通行量が多いためであろうと推測していますが、ここで伺います。

グリーンベルトの設置基準はどのようになっていますか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） まずグリーンベルトでございますけれども、歩道が設置されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的とした整備の手法でございます。本町におきましては、通学路等安全点検時における学校PTAからのご意見や地元からのご要望に基づきまして、グリーンベルトの設置を実施しているところでございます。今後におきましても、引き続き、通学路等、安全点検などからの要望箇所において国の補助金を活用しながら、グリーンベルトを設置し通学路の安全対策を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 設置基準ではなく現状を鑑み、地元やPTAからの要望等に必要に応じて設置されるということですね。ただ単なる白線だけの路側帯でなく、グリーンにカラーリングされた路側帯は通学路としてより明確になってわかりやすく、また小学生の子どもたち、特に低学年の子どもたちには評判もよく、できることなら町内全域の通学路に早急に設置していただきたいという思いでおりますが、財政的なこともありますので要望等がありましたところについては、すみやかに実施していただきたい。

ところで、設置されている工事中にですね、工事時間が低学年の下校時間と重なったため、工事箇所に入られないように車道にはみ出してカラーコーンを設置し、その間を子どもたちに歩かせる光景を見ました。非常に危なっかしい状況でありました。今後の設置工事には子どもたちの下校時間をずらす等、工事業者と打ち合わせを必ず行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 議員、ご指摘のとおりでございます。今後におきましては施工業者とは通学時間帯の施工を避けるということについて十分調整の上、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、2番目の質問で、これまでに、私2回ほど町民の方から道路上のマンホールの横が空洞になっているのではないかとか、また、水道水が漏水してあふれているのではないかなどの連絡を受け、私自身が確認に行き、その後、すぐに町へ連絡したことがあり、早急に適切に処理されたことがありました。ここで伺います。町道の危険箇所等の道路パトロールはどのようにされておりますか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 本町におきましては、町内を10の地域に分けて月1回、職員2名が自転車、徒歩などで町道の舗装の損傷や区画線あるいはカーブミラーの劣化等、交通安全施設の状況を確認する道路パトロールを実施しているところでございます。その後、パトロールの後、実施結果を取りまとめ、必要な場合には随時、補修を進めているところでございます。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 定期的にパトロール等をやっただいて、それなりに効果も上げられていることとは思いますが、現在、法隆寺駅踏み切りのすぐ北側の歩道では、車道との縁石がでこぼこになっており、それにつられて歩道タイルも緩んでおり、非常に

歩きにくい状態です。本定例会にも中宮寺史跡公園内での損害賠償の案件が提出されていますが、この踏み切り付近で転ばれた場合にも、町の賠償責任が問われることになるのではないかと考えております。早急に補修されることを進言いたします。

また、この場所のこの状態は、最近始まったことではありません。少なくとも、2、3年前からこのような状態だったと思います。町でパトロールされていても、見逃しは必ずあると思われれます。そんなときは町民の方の目を活用していくこともひとつの方法ではないでしょうか。ぜひとも住民の方からの情報を活用できるシステムづくりを構築されることを提言して、次の質問に入ります。

町内のインフラ施設の長寿命化計画についてお伺いします。

町内のインフラ施設の中には老朽化してきているものも多数あると思われれますが、どのように調査・管理し、長寿命化を計画されていますか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） まず、私のほうからは都市建設部所管のものについてご説明申しあげます。まず、橋梁でございます。本町が管理しております橋梁の長寿命化につきましては、平成24年3月に策定、平成31年3月に更新を行いました斑鳩町橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、安全で安心して利用できる道路ネットワークを確保するため、管理橋梁の現状を把握し、計画的かつ予防的な修繕を実施することによって橋梁の長寿命化を進めているところでございます。管理橋梁の現状を把握する橋梁定期点検につきましては、平成26年度から平成30年度にかけまして、町内68橋全ての管理橋梁の点検を完了したところでございまして、そのうち構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態であります早期措置段階の診断結果となりました3橋につきましては、平成30年度に橋梁補修設計を行い、本年度に補修工事を実施しているところでございます。さらに、令和元年度から2巡目の橋梁定期点検を実施しながら管理橋梁の長寿命化に努めているところでございます。

次に、水道事業の長寿命化計画でございます。

現在、主な水道施設といたしましては浄水施設2か所、配水池4か所、取水井戸13か所、管路約159キロメートルを有し、維持管理をいたしております。個々の施設に対しての将来の健全度を予測し、必要な補修等の措置の最適な時期と方法を検討するアセットマネジメントを実施する中で、浄水場等の建築物や取水設備などの構築物について法定耐用年数に達していない資産が83.7パーセント、更新時期を迎えている資産が12.6パーセントとなっており、管路につきましても法定耐用年数に達していない管

路が77.2パーセントと施設の状況を把握いたしております。また、平成23年度には三井浄水場の中央監視設備の更新、平成25年度には北部配水池ドーム改修、三井浄水場管理棟改修などの施設の長寿命化に取り組んでいるところでございます。本町の水道施設は昭和50年代後半から平成10年代にかけ整備されたものが多く、特に、取水設備等の構築物、浄水施設の機械及び装置につきましては今後、集中して更新時期が到来し、維持管理更新等にかかる費用が増大となることを懸念しているところでございます。このことから、令和2年度におきまして水道施設の適正化、最適化に取り組み、効率的な施設の運用方針を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、下水道施設の長寿命化計画でございます。公共下水道事業は平成4年度に工事着工しておりまして、下水道施設の法定耐用年数50年に対しまして、30年を経過した状況でありますことから、長寿命化計画につきましては、今後取り組んでいく予定で検討をいたしているところでございます。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 最後に私のほうから、本町における公共施設のうち公共建築物につきましてご答弁をさせていただきます。本町における公共施設のうち公共建築物につきましては、平成29年3月に策定した斑鳩町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理やライフサイクルコストの縮減の推進、人口減少、少子高齢化の進展状況及び時代により大きく変化する住民ニーズの的確な把握に努めながら、その集約・廃止・複合化など最適化・再編等について検討していくこととしております。このための取り組みといたしまして、今年度からの2か年事業で個別施設ごとの具体的な長寿命化等の対応方針を定める個別施設計画の策定を進めており、現在、各施設の劣化状況や利用状況などの調査を実施しているところでございます。来年度には、この調査結果に基づき、長寿命化が必要な施設の保全方針の検討や対策費用の試算等を行いまして、今後10年間のスケジュールを含め、全体的な調整を図ってまいりたいと考えております。

各施設の優先順位につきましては、この個別施設計画を基本としながらも、予算編成時において老朽化の進みぐあいや利用者数の推移、交付税措置のある有利な起債等の財源確保などを考慮し、また、当該年度予算の収支見込みや後年度の財政負担の平準化を見きわめながら判断してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま答弁いただいた中で、下水道に関するものを除き老朽化が目立ってきてるという感じを持ちました。インフラの修繕すなわち長寿命化は子育て

や高齢者対策などの福祉施策、また、各教室へエアコンの設置や、まだ教える側の態勢が整っていないのに子ども1人に1台のPCの支給など、社会保障、福祉政策、教育現場対策等、世間の関心度の高い施策に億単位の国の補助金が使われています。

しかし、インフラの長寿命化は大部分が自治体が管理するものは各自治体の責任において補修していかなければなりません。ここで、インフラの長寿命化の優先順位を明確にし、最優先のものから財源を振り分けて実行していくべきだと思います。そこをおろそかにして目に見えることばかりに財源を振り分けていくことは、斑鳩町の未来に残すことになっていくばかりだと思っております。インフラの再整備、社会保障、福祉、教育等に使える財源には限りがあります。ぜひとも大きな視点で各分野に財源を振り分けるように提言いたしまして、私の次の質問に移ります。

目安4丁目の公共下水の進捗状況を教えてください。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 目安4丁目地内の下水道整備状況についてでございます。

目安4丁目地内におきましては、法隆寺第一団地自治会より、平成29年11月5日に公共下水道に関する出前講座の要請を受けまして、整備についての説明をさせていただいたところでございます。その講座の中では、法隆寺第一団地自治会の整備につきまして、早くて平成32年度、令和2年度でございますが、から工事に着手し、翌年度以降に順次、供用開始を行い進めていく計画である、という旨の説明をさせていただいたところでございます。そうしたことから、目安4丁目地内の公共下水道整備に向けて1級河川三代川の横断と目安4丁目地区の北側までの工事を平成30年度に発注いたしておりまして、その工事では三代川の占用許可の調整に時間を要しましたが、令和元年5月10日に竣工をいたしております。また、令和元年度におきまして目安4丁目地内の法隆寺南住宅自治会の北側路線で工事に着手し完成をしたところでございます。

今後の整備の予定についてでございますが、令和2年度には法隆寺南住宅自治会の中央の路線と、法隆寺第一団地自治会の西側路線に公共下水道管の埋設を予定しております。令和3年度に法隆寺南住宅自治会の残っている路線と法隆寺第一団地自治会の北側の路線、また、令和4年度に法隆寺第一団地自治会中央の路線に埋設を計画いたしているところでございます。

なお、工事着手前には法隆寺第一団地自治会を対象に説明会を開催させていただき予定でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） たしかこの地区は私の記憶では平成23年に着工予定だったと記憶しております。この地区の一部は排水溝の関係上、浄化槽が設置しにくいところがあります。住民の皆さんは一日も早い公共下水への接続を待っておられます。予定より約10年も遅延していますので、ぜひとも令和4年度の着工をお願いしまして、最後の質問に移ります。

阿波2丁目の既設の下水管への接続工事について、お聞きします。

この接続工事の後、悪臭が発生したり、また、新たな集合住宅の建築により、流れ込む下水量が大丈夫なのかと心配されておられます。

これらのことについて、答弁をお願いします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 阿波2丁目で予定をしております公共下水道管路の延伸にあたりまして、その下流の管渠におけます流量やにおい等のご心配についてでございます。まず最初に、公共下水道の整備手法についてご説明をいたしたいと思っております。町の公共下水道は町内5か所にあります奈良県の流域下水道マンホールを起点にして、下流から上流へ町内各所を網羅する公共下水道管渠を延伸しているところでございます。

次に、管渠の流量についてでございます。各家庭から排水を受ける下水道管渠につきましては、下水道施設計画設計指針におきまして直径20センチメートルの大きさを標準と規定されておまして、斑鳩町の下水道認可計画における当該地区の汚水量計算におきましては、直径20センチメートルの管渠によりまして約1,800人分の汚水量を排出することが可能という結果でございます。現在、当該地区にお住まいの方の人数は約250人、予定されている住居、マンション等のお住まいの人数約50人を加えましても残り1,500人分の排水が可能な計画となっておりますことから、今後、上流区域で土地利用が行われ、どの管渠を延伸いたしましても対応が可能な状況と考えております。

次に、マンホールからのにおいについてでございます。生活排水やし尿などの汚水を流す公共下水道施設は雨水排水施設とは異なりまして、マンホール内にインバートと呼ばれる「みずみち」をつけて汚水や汚物がたまらないような構造となっていることや、し尿や汚物の量に比べて台所やお風呂からなどから出る生活排水の量が格段に多いこと。そして、公共下水道のマンホールも密閉に近い構造でありますことからにおいが上がることはなく、供用開始してからもそのような苦情はございません。以上の内容から、下流域にお住まいの方がご心配されているような流量不足により施設から汚水があふれた

り、悪臭がするといったようなことはないと考えておりまして、上流区域の整備についてご理解、ご協力をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在の既設管以外にも他の既設管も存在します。そこへの接続、延伸は考えられませんか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 延伸する場合の設計の手法ということでございます。今回のような小規模な工事によりまして公共下水道管の延伸を行う場合の設計手法につきましては、要望されている時期やその区域の地形、工事の施工条件、その費用等を勘案し総合し設計を進めているところでございます。今回の工事では、上流のマンション所有者から浄化槽の不具合から早期に公共下水道を利用したいとの要望を受けましたことから、早期に工事着手できることを優先に延伸工事の設計を行ったところでございます。

現在の状況でございますが、工事着手に向けて排水設備工事の請負業者と建物所有者等と最終調整を行っておりますが、排水設備工事の計画に若干変更が生じますことから、現地調査を含め、再度協議を行っているという状況でございます。この調査及び協議が整いましたら、改めて周辺の皆さまに工事の周知をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 住民の方々は下水または下水管の知識はほとんどありません。新設の下水管の既設への接続時には、住民の方々の不安を払拭することが工事を円滑に進めるひとつの方法ではないでしょうか。住民説明会等の開催はいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 工事を行う際につきましては、あらかじめ住民の皆さまに対しまして説明会を行っているところでございます。また、先ほど申しあげましたように、今回の工事の手法等に変更が生じた場合には、改めて、今の段階で説明会ということになるかどうかはわかりませんが、何等かの形で住民の皆さまに周知はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 反対運動が起きて工事自身がおくれる、ストップすることがないように丁寧な説明を住民の方々にしていただいて、不安を払拭する理解を得られるように心を配っていただくことを願います。

本定例会初日の施政方針で、「町政の主役である住民の声に耳を傾け」とおっしゃっています。住民の声、住民の目、住民の耳を活用され、住民のための行政を進められることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（坂口徹君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 議長のお許しを得、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず最初に質問をさせていただきたいのは、表題に挙げております教員の変形労働時間制についてというふうにかかせていただいております。

これを聞いて、一体何のことだろうと思われる方はたくさんいらっしゃると思います。それに引き続いて、2021年度から運用予定の改正教育職員給与特別措置法について、というふうになると、もう何のことだかわからないというのが一般の住民の方とかでもたくさんいらっしゃると思います。この質問は、昨年12月に教員の働き方改革として業務の削減を目指す多方面の取り組みと、1年単位の変形労働時間制の導入を可能とする法改正が行われました。そのことについて、お伺いするものでございます。

この定例議会に質問をするために準備をしておきまして、通告をする、まさにその質問の準備と期を同じくして全国の小・中学・高校の一斉休校が政府より通達されました。新型コロナウイルスの感染予防対策として行われたものですが、そのための混乱も全国規模で持ち上がり、教育委員会、各学校での対応もかつてない事態に、困惑と山積する困難に直面しております。これまでの教員の過酷なまでの勤務実態は国・厚生労働省でも認知していると国会での答弁がなされており、その削減を目指すことは急務であるとの認識は党派を超えて求められてまいりました。それに加えての今回の休校とそれに関連する困難を解決すべく日夜ご苦労されておられる教員の心身ともの過労が懸念されます。ご回答をいただく教育委員会の過重な業務もはかり知れません。しかし、この緊急事態がおさまりに通常に戻ったとき、従前からの教員の激務が再来し、それに加えての休校等の事後支援業務増加が発生するのではないのでしょうか。教員も一人の人として、一人の労働者として守られるべきという基本を実現させる真の働き方改革を目指すためにこの質問をさせていただきます。まず最初に、先ほども申しあげましたが、2021年度から運用予定の改正教育職員給与特別措置法について、また、今後のスケジュールについてお答えいただきたいと思います。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。教員の任命権者であります奈良県の対応について、お答えいたします。公立学校における働き方改革の推進に当たり、今回の法改正は業務量の分担の見直しや最適化、必要な執務環境の整備など教職員の在校等時間を縮減するため、業務量の適切な管理等に関する指針が策定されます。令和2年4月1日より実施できるよう義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を2月の奈良県議会において提案されているとごさいます。また、業務の削減に向けた総合的な取り組みの徹底と合わせまして、1年単位の変形労働時間制の選択的導入の適用につきましては、令和2年度より試行し、令和3年4月1日からの実施を予定していると確認しているところごさいます。以上です。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。先生方の業務量の分担見直しは、すぐにでも取りかかり実現していただきたい項目ごさいます。一緒に1年単位の変形労働時間制については、これは1日の勤務時間を8時間として、その時間を時間単位で他の日に振り分けて勤務し、まとまった休日を取れるようにできるとするものごさいます。

調査は、その教員の出勤・退勤時間や校外での勤務実態等がどのように記録・認識されているかを問うものごさいます。それにより8時間を超える勤務や休日の出勤、社会見学等の校外業務、また、有休などを把握する方法を聞いております。

この調査、(2)の文部科学省が行った在校等時間等の把握方法調査について、また、全国、そして奈良県・斑鳩町の調査結果について、お尋ねいたします。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 教職員の在校等時間等をどのように把握しているのかというご質問ごさいますが、文部科学省では、中央教育審議会答申を踏まえまして、平成28年度から実施しております教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査を抜本的に見直されたところごさいます。見直しの内容は、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて働き方改革の取り組みを促すことを目的としており、令和元年7月1日を基準日といたしまして、令和元年度教育委員会における働き方改革のための取組状況調査というものが行われました。その中の調査項目にあります教職員の勤務実態の具体的な把握方法について、調査結果を申しあげます。労働安全衛生法体系で求められているところの理想的

な手法であるとよくいわれておりますＩＣカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している市町村が、奈良県の３９市町村のうち１１市町村、割合で申しますと２７．５パーセントになります。校長等の現認により客観的に把握している市町村が１５市町村で３７．５パーセント、庶務事務システムやエクセル等により教職員自身がシステムに入力することにより把握している市町村が８市町村２０パーセント、今、申しました庶務事務システムやエクセル等以外の方法による本人からの自己申告による把握している市町村が５市町村で１２．５パーセント、他の方法により把握している市町村はございませんでした。把握していない市町村が１５市町村で３７．５パーセントでございます。なお、本町におきましては、各教職員が使用しているパソコンにエクセルで作成した入力シートに教職員本人が直接、入力を行い、毎月、管理職が確認しているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） １１番、濱議員。

○１１番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町では、教員本人がパソコンへ直接入力しているということ。それを月ごとに管理職が確認し把握しているとのことですが、同様のやり方は県下の市町村の２０パーセントで行われています。しかし、把握していない、つまり教員の出・退庁であったりとか、そういったことを管理者が把握していないという奈良県の市町村は３７．５パーセントございました。これは全国で１位、２位を争う高位でございます。また、時間外勤務の実態では、月に４５時間以上の残業をしている教職員の割合は小学校で約５３パーセント、中学校では約６７パーセント、高校では約５０パーセントという数字があがっています。過労死ラインとされる月８０時間を超えている割合は小学校では１３パーセント、中学校で２８パーセント、高校で２０パーセントと深刻な実態でございます。１年単位の変形労働時間制は、恒常的な時間外労働がないことを前提としています。勤務実態把握は客観的な方法で行い、残業の上限を月４５時間、年間３６０時間とすることの遵守が導入の条件でございます。ただいま申しあげました実態からすると、この変形労働制に応募できる、申請ができる職員は本当に少ないものでございます。これは個々の教職員ごとにその変形の形を申請をするという煩雑なことがそこにはございます。そのことによって、管理者でありますとか、また事務担当の業務が煩雑になり、さらなる業務負担増を招くものでございます。このことについては国会で文部科学大臣の答弁で業務量の増加を認めております。

こういった中で、この変形労働時間制を申請をしたら、その変更をすることができないなどの規制もあります。夏休み等の休校時にまとまった休暇を取得するのは現行で

もできております。この調査から、1年単位の変形労働時間制の導入は見合わせるべき制度であることがはっきりと見えてまいりました。今、なすべきは、まず教職員の働き方改革を真剣に進めることではないでしょうか。

私は、母をはじめ、おじ・おば、また、いとこ・その子どもたちとたくさんの教員が親戚におります。年齢も大きな幅がありますので、時代とともに変わってきたということがたくさんありますが、一番若いのが昨年、結婚いたしました甥でございます。高校の体育の教師をしているのですが、朝早くから、そして休日も出勤をするというふうだった生活をしております。結婚した相手も同じように高校の教師ですので理解はありますが、この女性もやはり業務が多くて残業に当たるものもたくさんしなければならないということから、学校の近くに最近引っ越しをいたしました。本当に過酷な状況での教員の勤務状態、こういうものを本当にどうにかしていかなければなりません。

3番目にお尋ねいたします。今、申しあげましたように、まずはこの労働時間の縮減がこういった制度の前提でございます。

問題点と解決への町の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 確かに議員、お述べのように平成28年度の教員勤務実態調査を見ますと、小学校では平均が年間800時間、中学校では年間1,100時間の時間外勤務があると推計されております。また、分析結果によりますと、平成18年度に行われた調査と比べますと、学内勤務時間が増加した主な理由といたしまして、1点目は若年教員の増加、2点目は総授業時間数の増加、3点目は中学校における部活動時間の増加があると指摘されております。こうしたことから中央教育審議会答申を踏まえて、教育委員会における業務改善のための取組状況調査を抜本的に見直し、事務次官通知等で求められているところの大きく5つの項目についての調査が実施されました。

その項目を申しあげますと、1点目は働き方改革を推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できてるのか、2点目は勤務時間や休日の確保を意識した取り組みがどれだけ整備できてるのか、3点目は教師等が担っていた業務に外部人材を活用できているのか、4点目は業務の効率化や負担の平準化に向けた取り組みが進んでいるか、最後に5点目には学校業務の削減や精選を進めているかなどを細分化し、50の取り組みが示されているところでございます。その調査結果で効果が大きいと考えられる取り組みの上位10項目のうち、本町の取り組みといたしましては、部活動のガイドラインを策定、行事等の精選や内容の見直し、学校に向けた調査統計業務の削減等について取り組みを

進めているところでございます。今後、さらに公務支援システム等 I C T を活用した業務作業の負担軽減に向けて検討を行い、教員の時間外勤務時間の削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。教職員の業務量はきりがありません。それぞれの先生の思い入れや熱意が子どもたちのために少しでもよくしたいとの行動につながっております。以前から、ご自身のことを二の次にして献身的に勤務される姿も見られました。これには賛否両論ございますが、将来の担い手である子どもたちを育てていく親や社会の責務として、先生ご自身の人生を大切にできる労働環境を整えていきたいと思っております。一日単位の変形労働時間制は教育現場から多くの批判の声が上がっています。そして、保護者からも同様でございます。導入については、国・県が押しつけるものでないことが、これもまた国会で確認をされています。町としても、慎重に対処していただきたいと要望をいたします。

私は、この質問をするときに、もうひとつ先生方の有休の取得状況等をお聞きしたいなと思っておりました。今回は、そのことについてはまた別の機会にお聞かせ願いたいんですが、教職員のことについて質問いたしましたけれども、町職員さん皆さんの働き方改革も、よい方向に進むことを願って1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。2点目の質問は、住民の皆さんから寄せられた声から質問をさせていただくものでございます。

まず、町で実施しております公共下水道接続後、不要となった浄化槽を転用する費用の補助現況について、お願いをいたします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 浄化槽雨水貯留施設転用補助金についてでございます。

本町では、平成17年3月31日の公共下水道供用開始に伴いまして、公共下水道に接続により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水活用による上水道の負担軽減及び降雨時の内水対策に寄与すること、並びに水資源の有効利用を図ることを目的に要綱を制定しまして実施をいたしてるところでございます。補助金の額につきましては、浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事費用の3分の2、限度額は10万円と規定をいたしてるところでございます。この補助金は、公共下水道への接続促進対策といたしまして、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金を財源といたしておりますことから、補助の対象者は公共下水道の整備が完了し供用開始の日から2年以内に申

請し、改造の工事を負担したものという条件といたしております。この補助金の実績でございしますが、制度開始の平成17年度から令和2年2月末現在で53件の申請をいただき、浄化槽を雨水貯留施設へと改造いたしたところでございます。なお、令和元年度、本年度は5件の申請をいただいているというところでございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。不要浄化槽を転用する取り組みは、上水道の使用を削減できる点とともに降雨時の内水対策に有効であります。しかし、平成17年度より現在までの申請数は53件でしかありません。令和元年に5件の申請があったのは先の利点に対する住民の意識が進んだのかなと勝手に都合よく思っておりますが、今まで使用していた浄化槽を洗浄をしても再利用には抵抗があるという意見も聞かれます。10年ほど前にはあまり普及していなかった屋根などからの雨水を樋から受けるタンクがデザイン等の改良も相まってホームセンター等で販売されており、購入設置されています。購入の目的は先の浄化槽の転用同様、上水道の使用料削減のようでございます。しかし、近年の急な豪雨等への対策としての設置も住民意識の向上とともに増加をしております。国・県の補助事業ではありませんが、屋根からの雨水を貯留するタンクへの補助制度を創設していただきたく、お考えをお聞きします。お願いします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 雨水貯留槽購入への助成についてでございますが、雨水貯留槽につきましては、大雨時に雨水をためて河川への流出を抑制する効果、あるいは震災時での防火用やトイレの水などにも活用できるとも考えているところでございます。

大雨時の雨水流出対策につきましては、本町におきましてはため池やグランドを活用した貯留浸透事業や県が実施しております田んぼを活用した水田貯留、また、民間事業者によります1千平方メートル以上の開発地に調整池を設置するなどのさまざまな方法で実施をいたしているところです。しかしながら、近年の局地的なゲリラ豪雨が多発する中で、さらなる対策が必要であるとも考えているところでございまして、議員ご提案であります雨水タンクの設置についても、既に助成制度を実施している近隣自治体の状況やその効果等を検証いたしまして、国庫補助等の活用なども考えていきながら、本町としても雨水貯留槽の助成制度については検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。タンクの転用の浄化槽でありますとかこういったタンク、日常は散水でありますとか樹木、花壇への水やりとか洗車等に利用

されている方でも、災害時に断水が起こるとたちまち水に困ります。飲料の水にはできないけれども、トイレの水や掃除等には十分に使える水でございます。ぜひとも調査・検討をしていただきまして、補助が実現できますようよろしくお願いを申しあげまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、もう一点、お伺いをいたします。

これも住民の方からのご意見に基づいて質問させていただくものです。

町の指定有料ごみ袋について、販売委託店の町外の店舗への委託ができないかどうかということについてお尋ねいたします。まずお答えください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 町の指定ごみ袋の販売についてでございますけれども、平成12年10月の一般廃棄物処理手数料徴収以降、斑鳩町の指定ごみ袋取扱店といたしまして斑鳩町商工会を指定しており、本町地域における中心的な経済団体として中小企業の発展や地域経済の担い手として町指定ごみ袋の交付店舗との橋渡しの役割を果たしていただいているところでございます。本町といたしましては、町指定ごみ袋を通じまして地域経済の循環を図ることも目的としているところでございますので、町内商業の活性化のひとつとして的手段として有効であるものというふうに認識してるところでございます。このことから、ご要望をされております町外への交付店舗拡大については、現在考えていないということでございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 斑鳩町では隣接している町で買い物をされる方も数多くおいででございます。町指定の有料ごみ袋は町内での販売に限られております。近隣町でのごみの有料袋の使用も始まるなどもございます。町内でも徒歩で買い物に行かれる方で、行きなれたお店が町外だという例がございます。これは斑鳩町だけではなく、反対に三郷町や平群町の方でも同様でございます。個々の町がそれぞれの町内店舗に委託しておりますが、共同で委託のお願いをし、隣接、いきなれた店舗での購入ができないかということで取り上げさせていただきました。自宅に近いところに町内の個人店舗があるが、日ごろそのお店で買い物をしていないので、ごみ袋だけを買うに行くというのはできにくい、と言われる方もおいででございます。実施が難しいという考えがないというお答えでございましたが、ごみ減量の取り組みを町民こぞって進める意識向上を目指して、また、他の方法がないか、こういった方々に対して他の方法がないか十分に検討をしていただきたくこれも要望をさせていただきます。質問を終わらせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

（ 午前10時18分 休憩 ）

（ 午前10時35分 再開 ）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

次に、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルスの集団感染を防ぐ意味での臨時休校について、（1）土曜、日曜、祝日を除いても15日間の休みになるわけですが、この15日間の授業はどのようにして取り戻そうと考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 15日間の未指導になる学習補充をどう行うのかというご質問でございますが、国の新型コロナウイルスの感染症対策本部が、今まさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であることを踏まえて、何よりも子どもたちの健康第一に考える多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクをあらかじめ備える観点から、一斉休校が、臨時休業が行われることになったことになるわけなんです。斑鳩町といたしましてはそういった要望により、国は3月2日からと言っておりますが、1日遅い3月3日から実施したものでございます。

また、町立の学童保育室におきましても、同日から長期休業中と同様に保育を実施したものでございます。この間の学習補充につきましては、卒業を迎える学年以外の児童・生徒には、次学年において全学年の未指導分の授業を行うこと。また、卒業を迎える学年の児童・生徒には進学先の学校において、当該児童・生徒の学習状況を共有し、必要に応じて補充的な学習を行うなどの配慮が考えられるところでございます。

今現在、斑鳩町では中学校3年生につきましてはテストも終了し、中学校3年生の学業を終えているということですので、安心しているところでございます。

現在、今回の臨時休業により学習の補充が必要となる教科や授業時間を精査して、実施時間、実施方法を検討しているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 受けるべき授業を受けないまま進学や進級をさせることのないよ

うにお願いをしておきたいと思います。また、公立高等学校の入学試験についても目の前に迫ってきておりますが、そういう生徒からの入試試験についての不安を抱えているというような、そういう要望、意見等はございませんか。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員お述べのように、今、中学3年生の不安を抱えている子どもたちはいないか、というご質問に関しましては、今、臨時休業中ではありますけども、登校日という形で中学3年生の登校日を設けて、担任、学校が受験生に対しての相談なり、また対応をしていくことになっております。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 生徒からの直接そういう心配の意見はないですか。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今のところ声は上がっておりません。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） ニュースで見たんですが、御所市の中学校ではインターネットを利用し、遠隔会議システムを活用して自習学習の援助というか、そのシステムを活用してされていると。その中で生徒さんによりますと、先生の顔を見ながら過去の入試問題のわからないところを尋ねたらお答えしていただけて大変安心した、という声もありますので、当町といたしましても、そういう要望が上がったら、そういうシステムの利用を考えていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、2点目の可燃ごみについて、（1）紙おむつはリサイクルをできないものか、お尋ねをしておきます。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まず最初に、使用済み紙おむつ処理の現状についてご説明をさせていただきます。紙おむつの消費量は幼児用紙おむつとともに高齢化に伴う大人用紙おむつと消費量も増加傾向にあります。廃棄された使用済み紙おむつは一般廃棄物として排出されており、ほとんどの自治体では焼却処理を行っているという現状でございます。使用済み紙おむつは水分を多く含むため、より多くの高い熱量を必要とする場合もあり、気候変動対策の観点から課題も指摘されてるところでございます。

こうした課題に対処するため、使用済み紙おむつの再資源化の取り組みに向けた検討を進めるため、環境省では紙おむつリサイクルガイドライン策定に関する検討会が昨年開催され、紙おむつリサイクルの取組事例、関連技術等を整理したガイドラインを策定

される予定というふうにお聞きをしております。これに先立ち、平成28年11月、官民一体となった取り組みも進められており、鹿児島県志布志市と衛生用品大手製造メーカーでありますユニ・チャーム株式会社による実証実験が開始をされております。また、昨年10月には、使用済み紙おむつを原材料とした紙おむつの試作品の製作に成功され、また、使用済み紙おむつを原材料としたトイレトペーパーやメモ用紙、紙製ファイルなどの試作品も製作されているところでございます。さらに、令和3年以降には、世界初の紙おむつリサイクルの事業化を目指すことも発表されているところでございます。

また、福岡県大牟田市にあります使用済み紙おむつのリサイクル会社では、近隣市町から回収された使用済みの紙おむつを建築資材に再資源化する技術研究も進められているところでございます。このように使用済み紙おむつはこれまでの焼却処理から資源化し、再び紙おむつとして生まれ変わる技術や他の製品に生まれ変わる技術革新が進められているという現状でございますので、斑鳩町といたしましてもゼロ・ウェイスト宣言をした町として、ごみ減量化、資源化を最優先する町として今後の動きに注視してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町の考え方も今、一緒に述べていただきましたけど、九州のほうでは何業者か、そのリサイクルができるということで、その点について町の考え方について再度お尋ねをしておきます。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 今現在につきましては、質問者の述べられたように、今九州地方で2か所されております。今現在、それぞれのところとメーカーとそれぞれ周辺の自治体と共同してされてる状況でございますので、今後こういった活動が全国的に広がるというところが、今、環境省でもこういったガイドラインを示されるということでございますので、こういった斑鳩町の地域の周辺にもできることを期待しております。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今後、近郊にできることを私も期待いたしますし、そういう動向を注視していただきたい、そういうふうに申しあげておきます。

それでは3点目の文化振興財団の運営について、（1）文化振興財団の過去5年間の芸術部門、文化部門の自主事業の変化についてでございますが、部門ごとになりますと多くなりますので、事業全体の5年分ということでお願いします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 公益財団法人斑鳩町文化振興財団の過去5年間の自主事業の実績に関する質問でございます。公益財団法人斑鳩町文化振興財団では、文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与するため、自主事業として住民が主体となって事業に参画・出演いただき、文化活動の発表の場を提供する住民参加型事業、住民がみずから学び体験することでみずからの知識・技術を向上させる機会を提供する育成型事業、そして、すぐれた音楽演奏や芸能・芸術活動を鑑賞する機会を提供する芸術・文化鑑賞型事業の3つの事業を展開されているところでございます。それでは、それぞれの事業の合計で、自主事業の事業数及び開催回数と事業費等につきまして、平成26年度から平成30年度までの過去5年間の実績と令和元年度の事業計画においてお答えいたします。はじめに、平成26年は自主事業として27事業を実施、開催回数等は137回となっております。そして、事業収入は1,077万490円、事業支出が1,234万5,853円で収支差額はマイナスの157万5,363円、収支率は87.2パーセントとなっております。次に、平成27年度では自主事業数は26事業で開催回数等は138回、事業収入は1,006万2,800円、事業支出が1,252万9,587円で、収支差額はマイナスの246万6,787円、収支率は80.3パーセントとなっております。次に、平成28年度では自主事業数は27事業で開催回数等は134回、事業収入は1,013万4,300円、事業支出が1,401万1,529円で、収支差額はマイナスの387万7,229円、収支率は72.3パーセントとなっております。次に、平成29年度では自主事業数は26事業で開催回数等は131回、事業収入は987万2,750円、事業支出は1,201万3,293円で、収支差額はマイナスの214万543円、収支率は82.2パーセントとなっております。次に平成30年度は大ホール、小ホール系統の空調設備更新工事により事業の実施が少なくなっております。自主事業数は14事業で開催回数等は98回、事業収入は321万800円、事業支出が330万1,076円で、収支差額はマイナスの9万276円、収支率は97.3パーセントとなっております。また、令和元年度の事業計画でございますが、自主事業数は22事業で開催回数等は114回、事業収入は644万2千円、事業支出は934万4千円で収支差額はマイナスの290万2千円、収支率は68.9パーセントとなっております。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、（2）の文化振興財団への出資金はいくらですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 斑鳩町が公益財団法人斑鳩町文化振興財団へ出資している額は1億円でございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 最近の文化振興財団の事業は、公民館生涯学習活動事業と大きな違いがないと思われます。この際、文化振興財団を解散して生涯学習課の所管として公民館と一体として事業を行い、高齢化社会に向けて一層の生涯学習活動の充実を図るべきと考えます。また、出資金の1億円は財源が厳しい中で、町に返還して有効活用を図るべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきます。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 斑鳩町文化振興財団はいかるがホールの建設を進める中で、ホールの有効な管理運営、また歴史と文化が暮らしの中に息づく当町において、文化・芸術活動の支援とその機会の創出のため、さらには行政にはない柔軟性と機動力を持って文化・芸術振興を進めるために設立され、これまで町とともにその事業展開を図ってこられたものと思っております。

質問者がおっしゃいますように平均寿命が延び人生100年時代と言われる中で、生涯学習機会の充実は、今後重要な施策のひとつと考えております。一方で、地域文化を次世代に継承し次代を担う子どもたちや若者が文化・芸術を受け入れる心を育むように努めるとともに、町として大きな責任があるものと考えております。

斑鳩町文化振興財団の今後のあり方については、設立された経緯や今後の町の施策展開等も踏まえて慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。現時点におきましては、斑鳩町文化振興財団の解散については考えてはおりません。

しかしながら、現行の法律で財団の基本財産の一部取り崩しも可能と伺っており、町の出資金の一部の返還については、私といたしましても文化振興財団としっかりと議論をしてまいりたいというふうに考えてるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 当町といたしましても近い将来ですか、財政調整基金を取り崩さなければならないというような状況にありますので、大変厳しい財政の中で1億円をずっとプールしてそのまま置いとくべきなのか、そういうことも考えられますので、その点について検討をしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（坂口徹君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けいたします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、公共施設などの耐震化・長寿命化の状況及び耐震化・長寿命化に要する経費面の対策について質問させていただきます。海溝型地震の南海トラフ地震は30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震発生率が70パーセントから80パーセントと予想されています。また、斑鳩町で最も被害が大きいとされる内陸型地震は斑鳩町内で死者数百数十名、負傷者数数百名と予想されています。斑鳩町民の命を守るため、建物などの耐震化を進め、倒壊や破損などが発生しないよう改修や補修などの手当てをしなければなりません。平成28年3月にまとめられました斑鳩町耐震改修促進計画によりますと、次のようにまとめられています。平成28年3月に見直された国の基本方針において、住宅及び多数の者が利用する建物の耐震化率は平成32年、令和2年までに少なくとも95パーセントにすると目標にされた。これに合わせて見直された奈良県耐震改修促進計画においても、住宅、多数の者が利用する民間建築物の目標耐震化率は平成32年、令和2年度までに95パーセントを目指すこととされた、とあります。

斑鳩町耐震改修促進計画は、国の基本方針及び奈良県の計画を踏まえ、地震による人的被害及び経済被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率、多数の者が利用する建築物等の耐震化率及び町有建築物の耐震化率を平成32年度、令和2年度までに95パーセントにすることを目標にする、とあります。斑鳩町耐震改修促進計画は平成28年度から令和2年度までの5か年計画で、令和2年度は目標達成の最終年度にあたります。

住民の命を守るため、一日も早い耐震化率100パーセント達成することが求められますが、斑鳩町耐震改修促進計画に基づく現在の住宅の耐震化率、多数の者が利用する建築物等の耐震化率などの状況について、民間の建築などもあり、把握は難しいと思われませんが、住宅の耐震化を促進するための支援として、町が実施されている耐震診断・耐震改修支援事業について、本計画が作成された平成28年度以降の実績と今後の計画について、お伺いします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 斑鳩町耐震改修促進計画は、大地震による住宅・建築物の倒壊等から住民の生命・身体及び財産を守り被害を最小限にとどめるため、住宅や公共施設などの建築物の耐震化を総合的かつ計画的に推進することを目的としておりまし

て、議員もおっしゃいましたように、国の基本方針及び奈良県耐震改修促進計画等、各種計画との整合を図りつつ、耐震改修促進法に基づく本町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画でございます。この計画に基づいて実施をいたしております斑鳩町の耐震診断支援事業、耐震改修支援事業の平成28年度以降の実績についてでございます。まず、平成28年度の実施件数につきましては、耐震診断支援事業が15件、耐震改修支援事業が5件でございます。平成29年度につきましては、耐震診断が9件、耐震改修が3件、平成30年度につきましては、耐震診断が8件、耐震改修が2件、令和元年度におきましては、耐震診断が2件、耐震改修が3件でございます。平成28年度から令和元年度までの4年間の合計といたしましては、耐震診断が34件、耐震改修が13件となっているところでございます。

今後につきましても、住宅などの民間建築物の耐震化といたしまして、引き続き、耐震診断及び耐震改修に関する支援などを行うとともに、耐震化などに対します啓発、知識の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住宅などの民間建築物の耐震化については町が実施されている耐震診断、耐震改修支援事業をPRいただき、引き続きの支援や啓発、知識の普及に努めていただきたいと思います。

続きまして、斑鳩町耐震改修促進計画に基づく現在の町有建築物の耐震化率の達成状況及び今後の計画についてお伺いします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 公共施設の耐震化率につきましては、令和2年2月29日現在で87.0パーセントとなっております。具体的な棟数といたしましては、対象棟数85棟のうち、昭和56年6月以降の建築物や耐震改修済みなど耐震性を有する棟数が74棟でございます。なお、耐震性がないと考えられる公共施設につきましては、衛生処理場2棟、鳩水園処理棟、町営正隆寺団地、町営高塚団地、町営興留東団地の6棟でございます。今後につきましても、公共施設の耐震化といたしまして先ほども申しあげましたが、耐震性がないと考えられる公共施設につきまして、それぞれの性質や実情を踏まえまして、その管理につきまして方向性を定めてまいりたいと思います。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。耐震性のないと考えられます団地につきましては入居者にご相談いただきまして、早目の対策をお願いしたいと思います。

また、耐震性がないと考えられる公共施設、衛生処理場、鳩水園があるということですが、今後の耐震化を進めるお考えをお聞かせください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それではまず、鳩水園の関係でございますけれども、平成25年度に実施いたしました耐震診断により耐震性が満たされていないということを確認しておりますので、令和2年度におきまして耐震補強工事の予算計上をさせていただいてるところでございます。また、衛生処理場につきましては管理棟及び車庫が対象施設となりますが、当該施設につきましては不特定多数の方が利用する場所でないことから、今後、退職による清掃職員の減少や業務の効率化などを検討する中で、その施設のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。鳩水園については今年度実施される予定とのことですが、残りの建物についても早目に耐震化を図られますようお願いいたします。

続きまして、橋梁や上下水道などの社会インフラの耐震化や長寿命化についてお尋ねします。大地震が発生しますと住民に大きな支障が発生します。大地震は待ったなしです。特に、上下水道の破損、橋梁の崩落、電柱や家屋などの倒壊による幹線道路の遮断など、社会インフラの遮断は住民生活の命にかかわります。社会インフラの耐震化や長寿命化の状況について、今後の計画についてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 社会インフラのまず耐震化について、ご説明をさせていただきたいと思っております。橋梁を含みます道路につきましては、町民の日常生活や社会活動を支える根幹的社会資本でございます。安全で安心して利用できる道路ネットワークの確保が必要でございます。特に、災害直後から避難・救助をはじめ、物資の供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき緊急輸送道路が重要な路線として位置づけられております。町内の緊急輸送道路といたしましては国道・県道及び国道や県道と避難所等を連絡する一部の町道が指定されておまして、緊急輸送道路にかかる橋長、橋の長さでございますが、15メートル以上の橋梁の耐震化が求められております。

国道につきましては竜田大橋、昭和橋が対象橋梁となりまして、既に耐震を完了いたしております。県道につきましては御幸大橋、法隆寺跨線橋が対象橋梁でございます。こちら耐震化を完了いたしております。町道につきましては塩田橋、新業平橋でござ

いますが、これにつきましては耐震基準を満たしているというものでございます。

次に、上水道施設でございます。上水道施設の耐震化につきましては、平成7年の阪神淡路大震災以降の配水管の整備におきまして、全て耐震性を有する部材を採用いたしまして更新を進めているところでございます。配水管のうち震度6程度の地震に耐えることができる耐震適合管の割合は平成30年度末で配水管布設総延長約159キロメートルのうち約63キロメートル、39.6パーセントといった状況でございます。

次に、浄水場施設のうち配水池に関しましては、アセットマネジメントを進める中で耐震診断を行いまして、震度7程度の地震に対し、機能上大きな支障はないという確認をいたしております。また、配水池以外の浄水施設につきましても、アセットマネジメントの中で耐震診断を行っておりまして、震度7程度の地震において機能上、大きな支障はないことを確認をいたしております。各配水池には常に8割以上の水道水を確保いたしております。地震時に相当な揺れを感知した場合に緊急遮断弁が作動いたしまして、配水を停止することにより貯水された水道水を有効に活用できるよう整備をいたしているところでございます。

次に、公共下水道施設でございますが、公共下水道の耐震化につきましては平成4年度の工事着手から耐震対策指針を踏まえた設計によりまして整備を進めております。地震対策指針の内容も都度、改正されておりますことから、その時点における適切な耐震化を講じた施設の構築を実施しているところでございます。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。万一の場合、緊急輸送道路となる国道・県道及び国道・県道と避難所等を結ぶ町道・橋梁は耐震化が完了していると回答いただきました。上水道施設も耐震化されていると回答いただきました。上水道の配水管の耐震化も引き続き、お願いしたいと思っております。下水道は平成4年から工事着手で耐震指針を踏まえた設計をされていると回答いただきましたので、引き続き、耐震化や長寿命化の対策をよろしくお願いいたします。

続きまして、耐震化や長寿命化にかかわる経費面の計画についてお尋ねします。

建築物や老朽化した施設の大規模な修繕による耐震化や長寿命化、建物の建て替えなどによる多額な経費がかかると思っております。平成29年3月にまとめられました斑鳩町公共施設等総合管理計画には、耐震化が確保されていない旧耐震基準の公共施設は利用状況や費用面を考慮して耐震補強などが適切に管理を図ります。インフラ施設について、地震発生などにおいてライフラインを提供できるよう道路・橋梁・上下水道のそれぞれ

の分野において老朽化の進行状況や耐震化の有無を把握し、適正な更新等を進めます、とあります。計画期間は2046年、令和28年度までの30年計画ですが、3年経過した現在の経費面の収支見通し及び財源の確保についてお尋ねします。

まず最初に、町有建築物の経費面の収支見通し、財源確保についてお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 先ほどの公共施設の長寿命化に関する同様のご質問がございましたことから、一部、重複した答弁になるかと思いますがご了承いただきたいと思えます。それでは、本町における公共施設のうち公共建築物につきましては、平成29年3月に策定した斑鳩町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理やライフサイクルコストの縮減の推進、人口減少・少子高齢化の進展状況及び時代により大きく変化する住民ニーズの的確な把握に努めながら、その集約・廃止・複合化など最適化・再編等について検討していくこととしております。このための取り組みとして、今年度から2か年事業で区別、施設ごとの具体的な長寿命化等の対応方針を定める個別施設計画の策定を進めており、現在、各施設の劣化状況や利用状況などの調査を実施しているところでございます。来年度には、この調査結果に基づき、長寿命化が必要な施設の保全方針の検討や対策費用の試算等を行いまして、全体的な調整を図ってまいりたいと考えております。特に、ご質問いただきました経費面の負担につきましては、国や県の補助金などの特定財源がほとんど見込めないことから、起債を活用した大規模改修を計画的に行うなど財政負担の平準化を考慮しつつ、計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 次に、橋梁についての経費面の収支見通し、財源確保についてお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） インフラ施設の耐震化につきましては、先ほど、答弁をさせていただきましたとおりですが、本町が管理しております橋梁の長寿命化につきましては平成24年3月に策定、平成31年3月に更新を行いました斑鳩町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全で安心して利用できる道路ネットワークを確保するため、管理橋梁の現状を把握し、計画的かつ予防的な修繕を実施することによって、橋梁の長寿命化を進めているところであります。管理橋梁の現状を把握する橋梁定期点検につきましては、先ほどの議員さんにも述べたとおりでございますけれども、平成26年度から平

成30年度にかけまして町内68橋全ての管理橋梁の点検を完了したところでありまして、そのうち構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態である早期措置段階の診断結果となった3橋につきましては、平成30年度に橋梁補修設計を行い、本年度に補修工事を実施しているところでございます。

さらに、令和元年度からは2巡目の橋梁定期点検を実施しながら管理橋梁の長寿命化に努めているところでございます。それに対します経費面でございますが、町内全ての橋梁定期点検については5年で約1,800万円、補修が必要だという3橋の補修設計及び工事に関しまして約1,900万円の費用がかかっており、国の補助金を活用しながら事業を実施しているところでございます。今後におきましても多額の費用が必要になることが予想されますことから、これまでどおり特定財源であります国の補助金を活用して、橋梁の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

最後に、上下水道についての経費面の収支見通し、財源確保についてお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 上下水道施設の長寿命化あるいは経費面についてでございます。

まず、水道施設でございます。各水道施設に対して将来の健全度を予測し、必要な補修等の措置の最適な時期と方法を検討するアセットマネジメントを実施いたしまして、浄水場等の建物や取水設備などの構築物につきましては、法定耐用年数に達していない資産83.7パーセント、耐用年数を経過して更新時期を迎えている資産が12.6パーセントとなっております。管路につきましても法定耐用年数以内の管路が77.2パーセントと施設の状態を把握しているところでございます。平成23年度に三井浄水場の中央監視設備の更新、また、平成25年度には北部配水池ドーム改修、三井浄水場管理棟改修などを行い、施設の長寿命化に取り組んでいるところでございます。水道事業では、アセットマネジメントにおきまして、平成27年から40年間にかかる更新費用等を試算をいたしてございまして、その試算では浄水場施設で年平均1億8,800万円、総額で約75億3千万円が必要とされております。また、管路では年平均で2億9,300万円、総額で約117億円が必要となっております。その経費の財源につきましては、企業債などを活用し、負担の平準化に考慮しながら国の補助制度の活用も検討しまして、施設の耐震化や長寿命化に努めてまいりたいと考えております。また、水道

施設の更新事業につきましては、今後、集中して更新時期が到来いたしますことから、施設の適正化・最適化に向けた施設の運用方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、下水道でございます。下水道は平成4年度から施設の整備を行っておりますことから、法定耐用年数50年に対しまして、施設の更新時期まであと20年以上ございます。耐震化及び長寿命化に対する経費の計画は現在のところございません。しかしながら、耐用年数到来の施設更新時には、多額の費用が必要となることは認識をいたしております。下水道事業の先進地の状況も踏まえまして、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。大地震発生時に住民の命を守るため引き続き、経費面もしっかり計画を立てて、そして決めた対策を確実に実行してまいりますように要望して1つ目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問に移ります。協働のまちづくりの活性化についてお尋ねします。斑鳩町では、平成23年3月に第4次斑鳩町総合計画が策定され、総合計画の中で協働が大きなテーマとして取り上げられました。平成26年4月に策定された斑鳩町協働のまちづくり指針2014によれば、協働とは、住民、事業者、行政などがそれぞれの特性を生かしながら、対等な担い手として共通の目標に向かって協力し、ともに行動すること、とあります。少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、社会サービスに対する住民ニーズは多様化、高度化しており、従来の均一的な公共サービスだけでは対応しきれなくなっております。一方で、厳しい財政状況の中で行政ができることには限界があるという現実もあります。誰もが豊かで安心できる生きがいのある暮らしを実現するためには、行政だけでなく住民、NPO、ボランティア団体、事業者など多様な主体がともに協力して、多様な社会サービスを提供することによって、多様な住民ニーズに対応することが求められています、と記載されています。平成26年7月に斑鳩町協働のまちづくり条例が制定され、平成28年4月に協働提案事業が始まり、11団体が採択されスタートしました。平成28年7月には、住民活動センターがオープンしました。令和元年度で活動提案事業がスタートしてから4年になりました。活動提案事業で生まれた団体が大きく羽ばたいている団体もありますが、補助金は3年間を限度としているため、活動資金がなく衰退していく活動団体もあります。高齢化で活動ができなくなる、メンバーが少なくなり、活動が停滞ぎみになる団体もあります。担当課のフォローアップがなくなり、モチベーションが減退している団体もあります。なかには

高い志を持って立ち上げた活動を中止された団体もあります。また、活動提案事業に応募する団体が少なくなっています。協働のまちづくりをもっと活性化させるため、もっとも行政と住民が対等の立場で、ひざを突き合わせて一緒に汗をかくことが必要と思います。例えば、住民活動団体に毎月の活動を報告させるだけでなく、窓口になっている担当課と定期的な打ち合わせをすることや行き詰まっていることを一緒に考えることなど、一緒になって大きくなっていく仕組みが必要と思います。

第4次斑鳩町総合計画は令和2年度が最終年度となっています。次期計画に向けてステップアップするためにも令和2年度もこのままの状態を進めていくのか、活性化するためにギアチェンジするか、曲がり角に来ていると思います。令和2年度の協働のまちづくりの取り組みについて、お尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 令和2年度の協働のまちづくりの進め方についてのご質問でございます。先ほど、質問者も述べていただきましたように、本町では平成23年3月に策定した第4次斑鳩町総合計画において協働をまちづくりの重点施策に掲げ、住民と行政の協働によるまちづくりを進めてまいりました。平成24年7月に、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置し、平成26年2月には斑鳩町協働のまちづくり指針2014を策定、同じ年の7月には、斑鳩町協働のまちづくり条例を施行し、翌27年度には協働のまちづくり活動提案事業を創設いたしました。また、平成26年度からは協働のまちづくりの仕組みづくりに向け、協働のまちづくりコアメンバーによる情報発信などの住民活動の立ち上げ支援に住民の皆さまとともに取り組むとともに、平成28年7月には住民活動の拠点となる職員常駐体制での住民活動センターを生き生きプラザ斑鳩内に設置し、住民活動の支援の充実も図ってきたところでございます。協働のまちづくり活動提案制度がスタートしてから4年が経ち、本制度をきっかけに新しい活動が生まれ、自立して継続されている団体がある一方で、補助金が終了した後の資金調達の問題や、協働事業担当課との連携不足、また、住民団体の担い手の高齢化や固定化など運営面や体制面などさまざまな課題を抱えられる団体があるということは町としても承知しているところでございます。

本町といたしましても、これらの課題に対し各種助成金、補助金の情報提供や資金調達に関する講座の開催、また、活動提案制度において応募の際や選考後の事業担当課との協議・調整をしっかりと行っていただく仕組みづくりなど、住民活動団体と町との連携、協力体制の強化を図り、協働事業の実効性を高めるための取り組みを鋭意進めてい

るところであり、令和2年度におきましてもその取り組みがより充実したものとなるよう努めてまいります。また、昨今では協働の担い手には、住民、住民活動団体、NPO法人のほか大学や事業者といった多様なパートナーがあげられます。事業者による社会貢献活動が活発化し、官民連携といった多様な担い手による協働のまちづくりが全国各地で進んでいる状況でございます。本町におきましては、令和元年8月に公民連携促進に関する連携協定を締結し、シェアサイクルの活用促進やキャッシュレス化の推進、インバウンド対策等に関する連携・協力に関する協定を締結しているところでございます。

少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化が進む中、地域のさまざまな課題に対し町の活性化を図るためには自助を基本とし、限りある公助のもとで住民、事業者等の協働の範囲を拡大し、共助の精神で人々が支え合う活動を促進することが、今後ますます重要となってまいります。現在、第5次斑鳩町総合計画の策定作業を進めておりますが、協働のまちづくりを推進していくためには、活動の目的や目標を行政と共有しているか、協働で行う効果が期待できるか、住民活動団体等が有する知識、専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮されるかが重要となってまいります。協働は地域の課題解決や地域の活性化など、目標を達成するための手段のひとつではありますが、協働の形態には活動提案制度だけではなく事業協力や事業補助、共催、後援などさまざまな形態があり、事業内容に応じた適切な方法を選択することとなります。その中におきましても、住民活動団体をはじめとした多様な担い手との新たな協働のまちづくりのあり方について、その展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 行政と住民活動団体が対等の立場でひざを突き合わせて一緒に汗をかき、着実に前に進めていくよう引き続き、よろしく願いいたします。

次に、協働のまちづくりとボランティア団体の連携についてお尋ねします。

斑鳩町が作成したガイドブックによりますと、活動提案事業に提案した団体も含め、斑鳩町内に住民活動団体が67団体あります。協働のまちづくりが発足する前に設立された団体も数多くあります。活発に活動されている団体もありますが、高齢化による活動できる方の減少、活動資金の不足、モチベーションの減退などで活動に苦勞されている団体もあります。また、斑鳩町社会福祉協議会に登録されている福祉関係のボランティア団体もあります。協働のまちづくりを軸に、長い間、活動されてきたボランティア団体も含め、現在、活動されている団体と有機的に連携し、実効性や機動性のある組織になれば、協働のまちづくりの推進に大きな力を発揮すると思っております。3年経過後の活

動提案団体や協働のまちづくり発足前に設立された団体も含め、住民参加の協働のまちづくりを推進するため、ボランティア団体との連携について、いかにお考えかお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本町では住民や住民活動団体等がさまざまな活動を行っていただいております。住民活動センターに登録がある住民活動団体は、令和2年2月末現在で55団体、斑鳩町社会福祉協議会に登録されている福祉分野のボランティア団体は11団体となっております。本町では、住民活動センターが窓口において平成29年度活動提案事業団体である、いかるがつながり隊との協働によりボランティア登録の窓口となり、知識や経験、スキルを持った住民の登録制度を運用し、それらを必要とする団体や住民とのマッチングを行っており、既存の住民活動団体の担い手不足等の課題解決につながっている事例もございます。質問者がおっしゃるように少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化が進む中、住民活動団体やボランティア団体が連携することで、地域の課題解決の可能性は高まるものと考えているところでございます。町といたしましては、協働のまちづくりを促進するために、そのあり方等をも含めまして、先進地事例等も参考としながら調査・研究を進めるとともに、住民活動団体、事業者、NPO法人、大学など多様なスタイルの連携促進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 住民活動団体やボランティア団体が連携にご理解いただきましてありがとうございます。スピード感を持って先進地事例も参考にしながら調査研究を進めていただき、より発展した協働のまちづくりに努めていただくようお願いいたします。

それでは最後に、斑鳩町の支援についてお尋ねします。協働のまちづくりは各団体がばらばらで活動するよりも協働のまちづくり提案団体やボランティア団体が一緒になってお互いに知恵を出し合い協力しながら活動することで、有機的な結びつきも広がり活動の輪も広がっていきます。現在、3年間の期限つきで活動提案団体に助成金を支給、ボランティア団体には会議使用料の割引などの助成をしていただいておりますが、協働のまちづくりを活性化させるためにボランティア団体や活動分野が同じグループへの助成、行政の積極的な支援や協力など、きめ細やかな取り組みが必要になると思います。

行政の支援について、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 協働のまちづくりを進めていく上での町の支援に関するご質問でございます。本町では、住民活動団体の支援として、平成28年7月から生き生きプラザ斑鳩に住民活動センターを開設し、常時相談できる体制を整えるとともに、活動提案事業を円滑に進めていただくための活動の手引きの作成や、必要な場合は事業担当課の調整を行うなど、活動提案事業の支援にも努めているところでございます。

また、住民活動団体の資金調達スキルや情報発信力の向上を目的とした講座を開催するとともに、協働のまちづくりホームページ、メールマガジン、ガイドブック等におきまして、住民活動の紹介のほか、各種助成金等の情報提供など情報発信にも努めております。さらに、生き生きプラザ斑鳩のミーティングルームやパソコンの無料貸し出しを行うなどで、住民団体の負担を軽減する取り組みも行っているところでございます。

協働のまちづくり活動提案制度につきましては、平成27年度の創設当初は広く制度に親しんでいただく観点から、住民活動団体の新しい活動に対する支援の呼びかけをしたことにより多くの応募があったものと考えておりますが、ただその反面、本来の目的である地域の課題解決や地域の活性化のために町と協働で行う事業として、住民と行政で問題意識や目的共有が十分に行えず、発展的に事業が継承できなかつたり、協働事業の終了・継続・展開など最終目標を明確にした計画やプロセスが不十分であったケースがあることを課題として認識しております。

今後は、この制度によって成果を上げた事例を共有するとともに、これまでに明らかになった課題などを踏まえ、活動提案制度の見直しを行っていくことが重要であると考えております。また、住民活動団体が成熟した活動団体として安定して活動に取り組むことができるよう、民間等からの多様な資金の確保の方策など、自立に向けた先進地の取り組みも参考としながら、新たな協働のまちづくりの展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 活動提案制度の見直しを行っていくことが必要であると回答をいただきました。少子高齢化などの社会環境が大きく変化する中、社会サービスに対する住民のニーズは多様化、高度化しており、従来の均一的な公共サービスだけでは対応しきれなくなっています。一方で、財政状況が厳しい中で、行政ができることにも限界があると思います。このような状況の中で、誰もが豊かに安心できる生きがいのある暮らしを実現するためには、住民がお互いに助け合うことが必要だと思います。住民活動団体がもっともっと参加しやすくなるよう、活動しやすくなるよう、先進地の取り組み事

例を参考にして、斑鳩町に合った協働のまちづくりを展開されることを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

9日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時33分 散会）